
地方分権の確立と町村行財政基盤の強化をはかり
住民一人ひとりが誇りと愛着を持ち
生きがいを実感できる魅力ある町村の実現を目指して

- 町村からの提言 -

平成 17年 11月

全国町村会

目 次

．はじめに	1
．町村を取り巻く状況と私たちの考え	2
1．市町村合併について	2
2．地方分権改革の推進	3
3．三位一体の改革と地方交付税	5
(1)三位一体の改革	5
(2)地方交付税	6
．町村の取り組み～魅力ある町村の実現を目指して～	7
1．行財政改革	8
2．少子化対策	10
3．その他～魅力ある町村の実現目指すための様々な取組～	13
(1)地域振興	13
(2)情報化	16
(3)福祉・健康・環境	17
(4)教育・文化	19
．おわりに～町村の将来展望～	20
巻末資料	22

。はじめに

国土の大部分を占める農山漁村は、食料供給、大気浄化、水源涵養、土壌保全など国民の生存を支える重要な役割を果たしています。全国の町村の多くは、そのような農山漁村地域に在り、住民とともに、国土を支え、文化の基層を支え、自然を活かし、新たな地域産業を創り出すという、様々な活動に関わってきました。

最近、市町村合併が急速に進み、平成 18 年 3 月末には、町村の数は約 1000 になる見通しです。ここ 3 年ほどの間に約 6 割の町村が減少することになります。

しかし、その数が減少しようとも、町村が依然として、国土のうち、農山漁村地域の大きな部分を占めていることを考えれば、これまで果たしてきた重要な役割を将来にわたって担っていけるようにしなければなりません。

そのためには、地域、地域の特色を活かし、創意と工夫を凝らしながら、そこに住む住民一人ひとりが、誇りと愛着を持ち、生きがいを実感できる魅力ある町村を実現していくことが求められていると考えます。

私たちは、これまで折に触れ、農山漁村の大切さ、市町村合併、分権改革、三位一体の改革、そして地方交付税制度のあり方などに関連し、町村の見解を表明してきました。

町村の数が減ってきているとはいえ、全国には 1000 を超える町村が存在します。今後とも相互の連携を一層強固なものとして、地域の創造力を十分に発揮し、真の町村自治の確立に向けて邁進していくつもりです。この私たちの決意は、いささかも揺るぎません。

ここにあらためて、魅力ある町村の実現を目指す私たちの考えを明らかにし、広く各界各層の皆さんに訴えたいと思います。

【全国町村会のこれまでの提言】

- ・平成 13 年 7 月 「私たちは提言します。21 世紀の日本にとって、農山村が、なぜ大切なのか～揺るぎない国民的合意にむけて～」
- ・平成 14 年 11 月 「いま町村は訴える」
- ・平成 15 年 2 月 「町村の訴え～町村自治の確立と地域の創造力の発揮～」
- ・平成 15 年 12 月 「町村からの提言～市町村合併と分権改革・三位一体の改革について～」
- ・平成 16 年 12 月 「町村自治の発展を支える財政制度の構築に向けて～地方交付税制度のあり方について～」

。町村を取り巻く状況と私たちの考え

1. 市町村合併について

合併特例法が改正された平成 11（1999）年を「平成の大合併」の起点とすると、当時 2558 あった町村は、現在（平成 17 年 11 月 30 日）1394 になり、平成 18 年 3 月末には、1044 になると見込まれています。これは、すべての町村が、地域の将来を真剣に考え、合併に踏み切るか、単独で行くかを悩みに悩み抜いた上で決定した結果にほかなりません。

平成 17 年 4 月に施行された合併新法では、総務大臣が定める合併指針に基づいて、都道府県知事が市町村合併の勧告・あっせんができるものとしています。5 月に策定・公表された合併指針（「自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針」）では、人口 1 万人未満の小規模自治体が合併の対象として例示さ

れています。

それぞれの町村は、歴史的な経緯、文化・風土や自然的・地理的条件が異なっています。人口規模にこだわり、小規模というだけの理由で解消の対象にするようなことは、分権改革の中で掲げられてきた「自己決定・自己責任」という理念に沿うものではありません。

地域の多様性を尊重せず、自主的な選択を否定するような市町村合併のさらなる推進は、地方自治の理念に逆行するものであり、ひいてはわが国の将来に大きな禍根を残すものと考えます。

地域によっては、地理的な条件や歴史的・文化的条件などから合併ができない、あるいは合併の効果が望めないところもあります。

こうした状況を考えれば、現行の広域連合の見直しや私たちが提唱している「市町村連合」の制度化など、広域行政の仕組みのあり方についても幅広く検討すべきです。

2. 地方分権改革の推進

平成 12（2000）年 4 月の地方分権推進一括法の施行（第 1 次分権改革）により、本格的な分権型社会の創造へ向けて幕が開けました。機関委任事務の廃止や国の関与の見直しなどにより、国と地方の関係は対等・協力の関係へ転換することになりました。法施行から 5 年、徐々にではありますが、分権型社会を目指す動きが全国で出てきました。

分権改革は、住民に身近な課題は、地域住民が自らの意思に基づいて、その地域の責任で解決していくことのできるような社会をつくるためのものであり、これにより、それぞれの自治体は自らの特性を活かした個性豊かで活力に満ち

た魅力ある地域社会を形成することができるのです。

しかし、分権改革は、やっと第1次段階に到達したに過ぎません。自治体が主体的に行政運営を行っていくことのできる仕組みを充実強化するなど、多くの課題が残されています。とりわけ国から地方への税財源の移譲は不十分なままです。さらなる権限と財源の移譲を進め、2次、3次の分権改革を不退転の決意で進める必要があります。

しかし、国庫補助負担金改革をめぐる各府省の動きからは、分権を進めようという姿勢を感じ取ることができません。

例えば、農林業に関する土地利用や地域のまちづくりに関する計画、事業の実施などは、都道府県への分権だけでは不十分であり、その実情を最もよく知る現場の市町村にできる限り任せなければ、本当に必要で適正な施策は実施できないと考えます。

また、教育の空洞化が叫ばれる中、集権的な管理教育は限界に達していると言わざるを得ません。義務教育について言えば、国は教育制度の基本的な枠組みを示すにとどめ、自治事務である義務教育の実施は、市町村に委ねる方向で、「教育の分権」を進めるべきです。

さらに、私たちは、「必置規制」の見直しの一環として、教育委員会や農業委員会などの各種行政委員会の見直しを行うべきと考えます。

行政委員会は、行政の「政治的中立性」「専門性」「継続性」等の観点から戦後に創設された制度ですが、60年を経た今日、その意義自体を問い直す必要がありますし、また現実に業務量が減少し、その業務を首長部局など役場の機構内部で担うことができるものもあります。

そのため、行政委員会を一律に「必置」とするのではなく、町村が地域の実情に応じて、設置するか否かを決定できる選択制とすべきです。

3. 三位一体の改革と地方交付税

(1) 三位一体の改革

三位一体の改革は、国と地方の税財源配分のあり方と、これに伴う国庫補助負担金、地方交付税のあり方の見直しを一体的に行おうとするものです。その目的は、何よりも自主財源・一般財源を増やし、地方の財政運営の自主性を強めることにあります。すなわち、これまでの中央集権的な財政構造から分権型社会にふさわしい財政構造へと転換するために、地方税、国庫補助負担金、地方交付税を連動させて改革し、地方分権を推進することが本来の意味なのです。

昨年8月に、地方六団体が政府に提出した、3兆円規模の税源移譲に見合う国庫補助負担金廃止の具体案「国庫補助負担金等に関する改革案」も、このような三位一体の改革の実現を目指したのですが、昨年11月26日の政府・与党合意では、地方の改革案で示した国庫補助負担金のうち、税源移譲に結びついたものは1兆円余り(暫定措置とされる義務教育費国庫負担金8500億円を含む)に過ぎませんでした。また、3兆円規模の税源移譲を目指すとしながらも、その2割方(6000億円)の具体化は17年度に先送りされています。(【資料1】国庫補助負担金改革の状況)

このため地方六団体は、政府から改めて地方案をまとめて欲しい旨の要請に応え、「国庫補助負担金等に関する改革案(2)~3兆円の税源移譲を確実なものとするために~」を取りまとめ、去る7月20日、内閣総理大臣に提出しています。(【資料2】「国庫補助負担金等に関する改革案(2)」の概要 「国庫補助負担金等に関する改革案(2)」の提案に当たっての共同声明)

真の分権改革を推進していくためには、地方の改革案に沿った改革を是非とも実現していく必要があります。

（２）地方交付税

今回の三位一体の改革の議論によって、地方にとって永年の課題であった税源移譲の途が開かれたこと、しかも所得税から住民税へという基幹税による税源移譲であることは、大きな前進であったと受け止めることができます。しかしながら、人口が少なく課税客体に乏しい町村にとっては、税源移譲により行われる国庫補助負担金の削減に見合う税収を確保できるかどうか懸念されました。

このため、平成 16 年と 17 年に、地方六団体が提案した 2 度の補助金改革案では、改革の前提条件として、「税源移譲が行われても、移譲額が国庫補助負担金廃止に伴い財源措置すべき額に満たない地方公共団体については、地方交付税の算定等を通じて確実に財源措置を行うこと」としています。

このことについて、昨年の政府・与党合意でも、税源移譲に関し、「地域間の財政力格差の拡大について確実な対応を図る」ことを明記しています。また、「平成 17 年度、平成 18 年度は、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の総額を確保する」としています。

町村の財政運営にとって、地方交付税は極めて重要な地位を占めています。しかしながら、依然として、町村の現場の実情を無視ないし軽視するような、地方交付税の削減・見直しの動きが出ています。

私たちは、このような動きに対し、昨年も見解を明らかにしました（「町村自治の発展を支える財政制度の構築に向けて」）。地方交付税は、決して地方財政の赤字を補填するために存在しているわけではありません。財政力格差があっても国民であれば基本的、標準的サービスを受けることができるようにすること、これが地方交付税の「財源保障機能」と「財源調整機能」を通じて実現されるわけです。

三位一体の改革が進められているこの時期に、地方交付税の持つ両機能の堅持と必要な総額の確保が不可欠であることを、改めて強く訴えたいと思います。

。町村の取り組み～魅力ある町村の実現を目指して～

厳しい財政事情が続き、地方分権の推進を目指す三位一体の改革も、所期の目的どおりに進展していません。また一方では、市町村合併が急速に進んでいます。

このような町村を取り巻く環境が厳しさを増す中でも、全国の町村は、それぞれ創意と工夫を凝らしながら、様々な行政課題に取り組み、活力と魅力ある地域づくりを目指し、懸命な努力を続けています。

町村という、人口面では比較的小規模であるがゆえに可能になった試み、施策などにおいて、農山漁村の地域特性を十分に発揮しながら取り組んでいる試み、またこうした取組が国全体の新しいモデルとなったケースなど、具体的な取組の事例を以下、紹介します。

(注)ここで取り上げた事例は、全国町村会の機関誌「町村週報」に掲載した事例等、ごく限られた資料をもとに構成したほんの一例に過ぎません。

全国の町村には、このほかにも独自の取り組みや施策を展開しているところが数多くあります。

なお、ここに収録できなかった「町村週報」に掲載した事例につきましては、本会ホームページで紹介しています。

<http://www.zck.or.jp>

1. 行財政改革

住民のニーズに即応した諸施策を実施するために、そして厳しい財政状況を乗り切るために、私たち町村は行財政改革に積極的に取り組んでいます。町村という、人口の比較的少ない自治体においては、これら行財政改革にも具体的なテーマを決めて取り組みやすいという利点があります。

行政機構

住民のニーズを的確に把握し、必要とされる施策をすばやく展開するための機動力のある組織の編成や、より高い効率性と徹底した簡素合理化を目指した様々な取組を進めています。

岩手県滝沢村では、民間の経営手法などを活用して効率的な行政運営を図る「ニュー・パブリック・マネジメント」の導入に取り組んでいますが、ここでは「住民の視点に立った経営を実現できるか」ということを最も重視し、「日本一顧客に近い行政活動」の実現を目指しています。

福島県三春町や愛知県西春町をはじめ多くの町村では、行政機構改革の一環として課の統廃合を実施して業務の効率化を図るとともに、職員の連携を強化し、柔軟な対応が可能な組織づくりに努めています。

岡山県和気町や熊本県南関町などのように議員定数の削減を行ったり、その他、助役・収入役の廃止、職員数の削減などに積極的に取り組んでいる町村も多数にのぼります。

(注) 助役・収入役を廃止している町村も年々増加しており、平成 17 年 4 月 1 日現在で、助役をおかない町村 24、収入役をおかない町村 472、助役・収入役ともおかない町村 12 となっています。(全国町村会調べ)

公共事業

国の基準による、全国一律の公共事業ではなく、町村の特性を活かした、地域独自の新しい公共事業を進める試みを各地で進めています。

長野県栄村では、国や県の補助による農地の基盤整備事業ではなく、山村の実態に合わせた小規模な整備事業を、村独自の事業として実施しています。

岩手県滝沢村でも、国の補助を受けない村道づくりを始めています。

住民サービス

職員が地域の現状を理解し、住民に密着したサービスを提供できるのも町村ならではの特色です。

栃木県塩谷町では、職員が「行政連絡員」となり、行政区長宅に向いて町からのお知らせを直接伝えたり、住民から聞いた意見を持ち帰り、それを行政に反映させることができるような仕組みをつくりました。

神奈川県大磯町では、行政を住民に理解してもらうための職員による「出前講座」をスタートさせ、きめ細かい意思の疎通を図っています。

住民参画

町村では、「顔が見える規模」であるという利点を活かして、情報の共有と住民参画の徹底を図り、住民と行政の新しい協働システムを構築することが可能です。また地域のことを知り尽くした住民が、自分たちで地域の将来像を提案することには大きな意義があります。

北海道ニセコ町では、情報公開条例を先駆的に制定し、町の予算規模や具体的な内容を住民に徹底して公開し、住民自治の実現のため、開かれた町政の推進に取り組みました。

群馬県草津町では、住民参画の委員会が、自立に向けたまちづくりのプランづくりを進めていますし、栃木県高根沢町では、住民有志の「まち普請」が主体となり、まちづくりに積極的に参画しています。

鳥取県日吉津村では、各自治会が自分たちの地域を見直し、地域コミュニティを活性化するための計画づくりに取り組んでいます。さら

に、住民による地域活性化の取組に事業費補助を行う動きは、岩手県大迫町や鳥取県智頭町など数多く見られます。

自治体の憲法ともいべきまちづくり基本条例を住民から選ばれた委員が起草したのは栃木県南河内町です。そこには地域の歴史や文化、環境など住民にとって価値あるものを守り、育てていこうという、その町に生活している住民にしか描けない地域のビジョンが明確に描かれています。

2. 少子化対策

我が国では急速に少子化が進行しており、合計特殊出生率（一人の女性が生涯に平均何人の子どもを産むかの指標）は、平成元（1989）年の1.57ショックの後も低下し続け、平成14（2002）年は1.32、平成16年には、過去最低水準の1.29となっています。

少子化対策は、基本的には国全体で取り組むべき課題です。しかし、この分野では、むしろ多くの町村が国に先駆けて、子育て支援や経済的支援、結婚支援・定住促進などの具体的な施策を実践しています。

過疎・高齢化に悩む農山漁村を維持していくためにも、これらの取組は、今後ますます重要になってきます。

こうした施策を地方交付税の「無駄遣いである」などと、一方的に決めつけるような論調が見られます。しかし、少子化対策を抽象的に論ずるだけでなく、具体的な効果を生み出す施策こそが重要です。町村における取組は、深刻に悩んだ結果としての施策であり、そこには過疎化や少子化への歯止めを願う地域の切実で真剣な願いが込められています。

地方交付税は、用途の限定されない地方の一般財源です。町村のこのような取組は、決して非難されるものではないはずです。

それぞれの町村において、「子供を産み、育てるのなら、この地域で」と言われるように地道な努力が続けられています。

子育て支援

子育てにおいて「家庭」と「職場」の関わりは不可欠ですが、「地域」というキーワードを忘れることはできません。地域における人同士の結びつきの強い小さな自治体ならではの子育て支援のネットワークづくりやボランティアの活動など、孤立しがちな親と子を、地域ぐるみで支えようという取組が行われています。

北海道奈井江町では、過疎地域の遠く離れた子供同士を一緒に預かるための託児制度「キッズ・ネットないえ」を始め、お年寄りを含め地域ぐるみで子供の面倒を見るといった取組を行っています。小さなコミュニティの強みを活かした次世代対策の好例といえましょう。

長野県軽井沢町や福岡県宇美町など多くの町村が、子育て中の親子を支援する拠点施設である「子育て支援センター」を開設していますし、兵庫県稲美町では、子供や保護者の様々な悩みを相談する「心の健康支援センター」を役場内に設置しています。

北海道南十勝の大樹町、中札内村、更別村、忠類村、広尾町など5町村で構成する「南十勝地域療育推進協議会」では、保健師、保育士、学校教諭らが連絡を密に取り合い、虐待や障害など難しい問題の解決にあたっています。

山形県遊佐町では、育児経験のある女性をヘルパーにして、子育て中の家庭に派遣する「エンゼルヘルパー制度」を導入しました。

栃木県芳賀町では、若い母親にとって携帯電話が日常的なツールであることに目をつけ、子育て支援や保育園などの町の最新情報をメールで配信するサービスを始めました。

埼玉県都幾川村では、乳幼児を育てている親の育児疲れを解消してもらうことを目的に「パパ・ママリフレッシュ切符」を配付しています。

経済的支援

所得がまだ低く、蓄えも十分でない若い世代の家庭でも安心して子供を産み、育てることができるような経済的支援策もまた必要とされる施策のひとつです。

宮城県大衡村では、平成14年に「万葉すくすく子育てサポート事業」を創設しました。この事業は、子どもの医療費を助成することによって、子育てをする家庭を経済的に支援するものです。当初は助成対象を中学生までとじていましたが、平成16年度からは特別職給与と議員報酬の減額分を助成費に充てることによって、その対象を18歳まで引き上げています。

このような子供の医療費や保育料、給食費などを助成する制度は、岩手県紫波町、群馬県上野村や岡山県吉備中央町、宮崎県田野町はじめ多くの町村が取り入れています。

また、出産祝い金や奨励金で支援する事例も多く見られ、福島県矢祭町などでは、第3子以上の子供の誕生に祝い金を支給しています。

幼児教育施設の連携

幼稚園と保育所の連携や統合は、「同じ地域に暮らす子供たちが、いっしょに遊んだり、生活できる。」「子育てを介して親同士の交流が進みやすくなる。」「職員にとっても連携することで、教育に一体化して取り組める。」といった効果が期待できますが、町村は、この分野でも積極的に取り組んでいます。

秋田県井川町では、幼稚園と保育所の共用施設である「こどもセンター」を開設し、幼保の連携を深めていますし、香川県満濃町では、幼稚園、保育所、小学校の教職員が合同で研修会や交流会を開き、情報交換をすることで教育の質の向上に努めています。

幼保一元化の先例として知られる和歌山県白浜町では、地域のニーズにあわせた就学前児童の一貫教育・保育を積極的に進めています。

結婚支援・定住促進

未婚・晩婚化は少子化の大きな要因のひとつにあげられていますが、これに加え町村では、過疎化、高齢化が進んでおり、「そもそも若者が少ない」「出会いの場がない」「住みたくても働く場所がない」といった不利な条件下にあるのが現状です。多くの町村では、こうした不利な条件に挑戦すべく、豊かで魅力ある地域づくりの実現に向けて様々な努力を行っています。

香川県直島町では、町の独身者の結婚を促進し、若者の島への定住促進を図るため、町内の25歳以上の独身者に対し「交流イベント」や島外への「お見合いツアー」を実施しています。

地域の外から移住者を呼び込んで、人口の減少をくい止めようとする動きも見られます。

山形県大江町では、「子育てタウン開発構想」のもと、小学校入学前の子供のいる入居者に対する様々な支援の実施に向けて、準備を進めています。

鹿児島県川辺町では、民間資本を活用して町営住宅を建設し、子どもを持つ家庭に入ってもらうことで、児童減少に歯止めを掛けようとしています。

3. その他～魅力ある町村の実現を目指すための様々な取組～

(1) 地域振興

農山漁村の優れた景観や暮らしを国民生活の貴重な資源として共有しつつ、維持していくためには、我が国の農林漁業の振興や農山漁村における地域振興が必要であることはいうまでもありません。過疎化、少子高齢化や厳しい財政状況の中で、すべての町村が自立の途を模索し、地域振興策に真摯に取り組んでいるといっても過言ではありません。

また、農山漁村のかけがえのない価値を守ることの大切さについて、広く国民の理解を求めていくためには、多様な形の交流の促進が必要です。交流を通じて、自分の住んでいるところの素晴らしさが、都市の人たちから評価される

ことにより、地域に対する愛着がさらに高められ、自信につながるという効果も生むのです。

後継者対策

和歌山県那智勝浦町では、新規就農者への技術指導を行うための「籠ふるさと塾」を設営し、全国から51世帯（平成17年4月1日現在）が移り住むなど大きな効果を上げています。

熊本県大津町では、「まちづくりは人づくりから」という考えに基づき、12年前から「からいも大学」を開講し、地域のリーダーや活動組織の育成を図っています。「からいも大学」の卒業生は、現在、県内外において「国際交流」「子育て」「男女共同参画」などさまざまな分野でまちづくりのリーダーとして活躍しており、地域が育てた「人材育成」の一つのかたちが生まれています。

鹿児島県東町が、漁業後継者育成のために開講した「海守塾」では、海外の漁業現場の視察も含め、幅広い知識と技術を習得しました。

鹿児島県志布志町では、江戸時代に海外交易などで栄えた活気ある港町の姿を現代に蘇らせようと、「商人百人塾」を開講しました。ここでは後継者育成など地元商店街が抱える難題にどう向き合ったらよいか、地域社会全体の元気をどう取り戻すかなど、幅広い視点から議論を交わすことにより、次の時代を牽引する人材を育てていこうとしています。

交流

千葉県和田町では、廃校となった小学校を改築したネイチャースクールで、住民が講師となり都市の人たちを対象とした体験教室を年間を通して開講しています。参加者の中には、町の歴史や文化、地域住民とのふれあいなどを満喫して、第2のふるさととしている人もいます。

愛知県豊根村では、山村生活体験宿泊事業や地域づくりインターン

事業に取り組んでいます。これらの事業に参加した学生がサポーターを結成して長年支援活動を続けるなど、地域を超えた幅広い活動へと繋がっています。

沖縄県東村では、交流型農村を目指したむらづくりを進めてきましたが、都市生活者の自然回帰志向の高まりと相俟って、年間約10万人が村内でのカヌー体験、エコツアーなどの体験型観光を楽しんでいます。

イベント

福島県川俣町では、中南米音楽祭「コスキン・エン・ハポン」を毎年開催し、今年で31年目を迎えますが、今では日本最大のフォルクローレ（注：南米アンデス地方の音楽一般）の祭典として知られています。

八ヶ岳高原標高1000mの南麓にある山梨県小淵沢町では、古くから多くの乗馬クラブが点在し、本格的な乗馬が楽しめますが、ここで年2回開かれるトレッキング・エンデュランス大会は最近のブームも追い風となり、多くの参加者で賑わいます。

鹿児島県三島村では、海に囲まれた地勢を活かしてヨットレースを開催しています。40艇近いヨットと500～600人が参加する一大イベントですが、レースの後に催される村民総出でもてなす野外パーティーも目玉のひとつで、レースよりも楽しみにしているリピーターがいるほどです。

地域資源・特産品

北海道北竜町では、25年前に食生活の改善と環境美化を目的に始めたひまわりの作付が転作作物としても全町に広がり、現在では100haと全国一の作付け面積を誇るまでになりました。さらに観光用として整備した「ひまわりの里」には、年間20万人を超える観光客が訪れています。

青森県尾上町では、歴史的に価値のある「蔵」を住民の協力で保存利活用していますが、この取り組みが地域の一体感を生み、ホームステイの受け入れも増え、町をあげてのグリーンツーリズム活動にまで発展してきました。

長野県野沢温泉村では、温泉と野沢菜が好きな村民以外の人を対象に「株主」ならぬ「蕪主」を募集し、「蕪主」には村の最新情報や新鮮な特産品を提供しています。また年に1度開催される「蕪主総会」では収穫体験、野沢菜料理や地酒が用意され、「蕪主」と住民との交流が行われています。

長野県天龍村では、村内でも特に過疎化、高齢化の進んだ集落で地域の食文化を次世代に継承するために始められた、柚子の加工品「柚餅子」づくりが、今では特産品として広まり、地域経済の活性化につながっています。

（２）情報化

地理的遠隔地に立地する割合が高い町村では、情報化への取り組みは重要な課題のひとつです。多くの町村が、都市部との情報格差をなくし、誰もが平等に情報を享受できる、交流による自立のまちづくりを進めています。

情報化の基盤整備では、パソコンの購入助成からCATVの導入、さらにブロードバンド社会に対応した光ファイバーやADSLの整備といった多様な事業が実施されています。

平成17年4月から個人情報保護法が施行されていますが、自治体にとって重要とされているセキュリティ対策に力をいれ、情報の漏洩の防止に努めている町村もあります。また、町村が住民と一緒に番組を制作し、その地域からしか発信できない情報を提供する事例も見られます。

これらの取組の中には、情報化の推進をまちづくりの中心課題に据えて、新たな日本のIT社会の建設を牽引するような動きも見られます。

福島県磐梯町や新潟県刈羽村では全域に光ファイバー網を整備して、全世帯が高速インターネットを利用することが可能になってお

り、医療、福祉や防災等の情報の提供、ネット回線による相談サービスなど地域住民の生活に密着した情報化を実現しています。

埼玉県嵐山町や沖縄県南風原町では、職員がＩＣチップのついた職員カードを携行し、情報の漏洩を防止するなど、セキュリティ対策に万全を期しています。

熊本県山江村では、住民と行政が一体となってテレビ局を開設し、番組の企画、出演、撮影といった全ての作業を住民ディレクターやインターン学生などが行い、住民交流会のライブ中継など地域の活性化に向けた番組づくりを行っています。

京都府精華町では、各家庭と役場、そして図書館や公民館などの公共施設、さらに病院や学校を結んだネットワークを構築し、様々なサービスや情報がリアルタイムで入手できます。まさに「サイバータウンの構築」を体現したまちづくりといえるでしょう。

(3) 福祉・健康・環境

住民生活にかかわる身近な行政分野には、福祉・健康や環境にかかわる課題が多く存在しています。

とくに町村が担うには複雑で困難な仕事だといわれる介護保険行政に関しても、小さいからこそ可能になり、小ささを逆手に取った、きめ細かい施策を展開している事例も多いのです。

また、環境保全のあり方について、国民的関心が高まりつつある中、町村においても様々な取組が行われています。その中には、ＣＯ２排出量や廃棄物の削減、資源の再利用、環境に優しいエネルギーの利用といった施策の展開や、地域のかげがえのない自然環境や歴史的・文化的な資産を住民と協働して保存してゆこうというような取組も見られます。

福祉・健康

山梨県富士河口湖町や福井県松岡町、静岡県芝川町では、お年寄りが転倒して骨折するのを防ぐための筋力向上トレーニングをはじめ、

さまざまな健康づくり事業を実施しています。

外出することが億劫になりがちなお年寄りに対し、積極的に外出してもらおうと島根県斐川町では、「乗り合いタクシー」を始めました。また、鹿児島県頴娃町では、町内の温泉施設まで「健康バス」を運行するサービスを実施しています。

規模の小ささゆえに、顔見知りの住民同士が集落で支え合う、長野県栄村の「げたばきヘルパー制度」や町立病院の院長自らが回診のため、車で町中を走り回る鳥取県日南町の「出前医療」の試みなども、福祉事業を通じて地域を元気にする取り組みといえるでしょう。

山口県由宇町では、緊急警報装置を備えた高齢者向けの町営住宅を整備しました。また、静岡県大井川町では、地震被害対策の一環として、高齢者の住む住宅で、金具で家具などを壁に固定するというユニークなサービスをはじめています。

環境

東京都八丈町では、環境に優しい「熱」を農業に利用しています。地熱発電所や温泉の「熱」を使った温室で熱帯性の観葉植物を栽培し、基幹農業の花弁栽培に新たな展望を開きました。

我が国は、森林という非常に豊かなバイオマス資源を持っており、このエネルギー資源を電力などに利用する取り組みが岩手県住田町や衣川村などで行われています。

埼玉県毛呂山町では、郵便局と協力し、郵便外務職員が配達ルートなどで発見した廃棄物を通報するような取り組みをしています。

滋賀県甲良町では、農業用水の歴史や文化を資源としてとらえ、住民と行政が協働して「せせらぎ遊園」のまちづくりを進めていますし、京都府大山崎町では、放置されていた竹林が「竹林ボランティア員」の活動によって、かつての美林として復活しつつあります。

神奈川県真鶴町では、豊かな自然環境と文化を守るための独自の条例を制定し、「美の基準」に基づいたまちづくりを実践しています。

(4) 教育・文化

農山漁村の豊かな自然環境は、子どもの教育環境として優れていると言えます。小学校が地域の核であることを認識して、地域内の教育の体制を維持することに力を注いでいる町村や、全国一律の教育が子供の地域離れを招く要因であると考え、地域教育に力を注ぐ町村もあります。いずれも地域の将来を担う子供たちの育成を他の分野に優先して取り組むべき課題として、努力を傾注している事例です。

日本の文化は多様であり、しかも地域ごとに変化に富んでいます。長い歴史の中で育まれてきた地域の文化、新たな交流の中から生まれた新しい地域の文化。地域の文化は地域で暮らしていくために欠かせない誇りの源泉です。また狭い地域、小さな町村にある固有の文化の中には、世界的な価値を持つものが少なくありません。このような文化を育み、次の世代に伝えていくために、町村は多様な努力を続けています。

教育

徳島県海部町では、「学校だけが教育の場ではない」のかけ声のもと、「地域も教育の場」と位置づける町費負担の「ふるさと教員制度」を10年前から始めています。ここでは様々な分野で卓越した技術や知識を持った地域の人を講師に、子供たちが地域のことを学ぶ「ふるさと学習」とそれをプログラムする「ふるさと教員」を導入し、町内全ての小学校で実施しています。

絵本を独自の文教施策に用いるというユニークな取組をしているのは、宮崎県木城町です。平成8年に「木城えほんの里」を開館以来、絵本の収集・販売だけではなく、次の時代の人づくりの場として、住民ボランティアによる絵本の読み聞かせや自然のものを使った手作り体験などにより、子ども達の情操教育と大人のための癒し空間の提供を行い、小さな村からの文化発信を続けています。

文化

北海道白老町では、アイヌ文化の保存と継承を図るため、アイヌ民族博物館の運営、学芸員による出張講話を行っていますが、地域の子供たちにもアイヌ文化の理解を促す「アイヌ文化を学ぶふるさと学習事業」の一環として、教育委員会による小中学校教員向けの学習手引き書を作成しました。

沖縄県本部町では、300年以上もの歴史をもっていると言い伝えられている「具志堅のシニグ(大昔からの祭りという意味)」を地域全体で守る取組を行っています。年1回、7日間にわたり行われる祭祀は、町出身者も帰郷し、子供たちから長老までが参加する「むらのみんなで支える行事」として定着しています。また、後継者対策として、「シニグ保存会」を結成し、伝統文化の保存・継承に取り組んでいます。

。おわりに～町村の将来展望～

農山漁村地域には都市では得ることのできない価値や体験を得る機会が豊かに残されています。多くの町村が、そうしたまちやむらの個性を生かした独自の取組によって都市に暮らす人々を魅了しています。

こうした取組が評価され、最近では、多くの人々が都市から町村に移住したり余暇を楽しんだりしています。

国が進める「都市と農山漁村の共生と対流」は、このような人々のニーズに応えるための施策を講じようとするものです。そこには農山漁村のかけがえない価値を認め、都市と農山漁村の共生こそを国是としていく発想が見られます。

また農山漁村には、日本文化の基層を支えてきたという誇りがあります。多様で変化に富んだ我が国の文化の源は、農林水産業などにおける生産活動を通じ、自然の豊かな恵みへの感謝と、災害や不幸を回避する祈りのなかから、その地域固有に生まれてきた伝統行事や祭りなどの蓄積によって形成されたものが多いからです。

農山漁村が衰退し崩壊することは、私たちがこれまで営々と築きあげてきた日本の文化を喪失することにもつながるのです。

我が国が築き上げてきた豊かさを今後とも持続可能な形で維持し、将来を担う子ども達の未来を明るく照らすためには、農山漁村の存在が不可欠です。多様な地域の存在が豊かな個性を育み、国際社会に通用する人材を輩出することにもなります。

それぞれの町村が「他とは違う」個性を発揮し、その魅力を競い合う時代になりました。私たちは、これからも、分権改革の推進と町村の行財政基盤の強化をはかり、住民一人ひとりが誇りと愛着を持ち、生きがいを実感できる地域社会の実現を目指してゆきます。大地に根を張り、きらっと輝く町村の存在は日本の宝だと考えるからです。

国庫補助負担金改革の状況

平成17年10月12日
地方六団体

地方の改革案 (平成16年8月24日)	政府・与党合意に 基づく税源移譲額 (平成16年11月26日)	地方の改革案(2) (平成17年7月19日)
○義務教育費国庫負担金 <u>8,500億円</u> 中学校教職員給与費相当分	⇒ <u>8,500億円</u>	
○経常的国庫補助負担金 <u>1兆2,100億円</u>	⇒ <u>2,100億円</u> (例) 消防防災設備整備費補助金 要保護及準要保護児童生徒援助費補助金 医療施設運営費等補助金 養護老人ホーム等保護費負担金 農業近代化資金利子補給等補助金	<u>4,770億円</u> (例) 在宅福祉事業費補助金 児童保護費等負担金 特殊教育就学奨励費負担金 農業委員会交付金 公営住宅家賃対策等補助 小規模企業等活性化補助金
○施設整備費等国庫補助 負担金 <u>5,800億円</u> (例) 公営住宅建設費等補助 廃棄物処理施設整備費補助 公立学校施設整備費負担金 社会福祉施設等施設整備費補助	⇒ <u>0</u>	<u>5,200億円</u> (例) 平成16年8月の地方 改革案と同じ
○公共事業等国庫補助 負担金 <u>5,900億円</u> (例) 経営体育成基盤整備事業費補助 下水道事業費補助(流域下水分) 農道整備事業費補助	⇒ <u>0</u>	<u>0</u>
計 3兆2,300億円	計 1兆600億円	計 9,970億円
地方の改革案にないもの	○国民健康保険 <u>7,000億円</u> ○平成16年度措置分 (義務教育費国庫負担金退 職手当、公立保育所運営 費等) <u>6,560億円</u>	
	計 2兆4,160億円	

「国庫補助負担金等に関する改革案(2)」の概要

～ 3兆円の税源移譲を確実なものとするために～

1 改革案を提示するに当たっての前提条件

(1) 「三位一体の改革」の更なる推進

① 地方分権推進のための「第2期改革」

- ・ 地方分権を一層推進するため「三位一体の改革」は、引き続き19年度以降も「第2期改革」として更なる改革を行うべき

② 「国と地方の協議の場」の制度化等

- ・ 「国と地方の協議の場」は、今後も定期的を開催し、これを制度化すること

(2) 18年度改革に当たっての具体的な前提条件

① 3兆円規模の確実な税源移譲

- ・ 「基本方針 2005」を踏まえ、個人住民税所得割の10%比例税率化により、所得税から住民税へ3兆円規模の税源移譲を確実に実施すること

② 地方交付税による確実な財政措置

- ・ 税源移譲額が、補助金等の廃止で措置すべき額に満たない団体については、地方交付税の算定等を通じて確実に財源措置を行うこと
- ・ 第2期を含め改革を行っている間は、不合理な地方交付税等の地方一般財源の削減をしないこと

③ 施設整備事業に対する財政措置

- ・ 廃棄物処理施設等の施設整備は、個別の団体にとって臨時・巨額の財政負担となることから、事業の円滑な執行が確保され、平準的な財政運営が可能となるよう、地方債と地方交付税措置の組合せにより万全の措置を講じること

④ 地方の改革案の範囲内での検討

- ・ 平成18年度に優先して税源移譲すべき国庫補助負担金（18年度移譲対象補助金）は、あくまで地方の改革案で示した3.2兆円の移譲対象補助金の中から選別して提示する。
- ・ 地方の改革案にない補助負担率の切下げなどが代案となることは絶対にあってはならず、地方の自主・自立につながらない補助金等が改革対象に入る余地はないことを、政府はあらかじめ確認し、誠意をもって協議を行うこと

⑤ 地方への負担転嫁の禁止

- ・ 国の財政再建のための補助負担率の引下げや税源移譲に結びつかない補助金等の廃止・縮減などを、昨年のようにスリム化と称して改革に含めることは、地方への負担転嫁であり断固として受け入れられない
- ・ 特に、生活保護事務等は、法定受託事務として国が制度設計を行い、処理基準等をきめ細かく定める事務であり、絶対に対象としてはならない

⑥ 新たな類似補助金、交付金の創設禁止

- ・ 補助金等を廃止する一方で、従前の補助金等と類似の新たな補助金、交付金等を創設することは、国に権限と財源を残す上、地方の自由度・裁量性を高めるといふ改革の意義をも損ねるものであり、認められない

2 平成18年度の国庫補助負担金改革

(1) 18年度移譲対象補助金の規模等（総額9,970億円程度をリスト化）

- ・ 3兆円規模の税源移譲を確実に実施するため、18年度移譲対象補助金は、先送りされた税源移譲額6,000億円に結びつくものとなるよう選定する
- ・ 昨年の政府・与党合意で改革分として決定した補助金等の中には、従来の補助金等のまま一部存続したものも多い。税源移譲に結びついていない存続分については、18年度移譲対象補助金として再度選別する

(2) 18年度移譲対象補助金の内容

- ①地方財政法第16条関係の経常的な国庫補助金 **【1,620億円程度】**
例：在宅福祉事業費補助金(支援費等分を除く)、小規模企業等活性化補助金、農業委員会交付金 など32項目
- ②地方財政法第10条関係の経常的な国庫負担金 **【2,580億円程度】**
例：児童保護費等負担金(児童入所施設措置費等負担金)、公営住宅家賃対策等補助、保健事業費等負担金((目細)保健事業費負担金) など9項目
- ③経常的な国庫補助負担金のうち交付金化されたもの **【570億円程度】**
例：次世代育成支援費対策交付金、農業・食品産業強化対策推進交付金、農山漁村地域活性化推進交付金 など9項目
- ④普遍的・経常的に行われる施設整備に関する補助金等 **【5,200億円程度】**
(交付金化されたものを含む)
例：公営住宅建設費等補助、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、公立学校施設整備費負担金、廃棄物処理施設整備費補助 など12項目

3 国庫補助負担金改革に併せて講じるべき措置

- (1) 地方交付税の見直し
- (2) 国直轄事業負担金の廃止
- (3) 国による関与・規制の見直し等
- (4) 新たな法律の制定(「三位一体の改革」推進のための法整備)
- (5) 国の行財政改革の断行と地方の自己改革

以上

【資料 2】②

「国庫補助負担金等に関する改革案(2)」の提案 に当たっての共同声明

地方六団体は、政府からの要請を受け、三位一体改革を実現するため、多くの議論・調整を重ねた末、昨年8月24日に3兆2千億円の国庫補助負担金の改革案を小泉内閣総理大臣に提出した。本来この地方案にしたがって改革がなされるべきところ、昨年11月26日の政府・与党合意では多くの課題が先送りされており、我々地方にとって誠に不十分な内容となっている。なかでも、税源移譲については、3兆円が決定済みであるにもかかわらず、それに見合う国庫補助負担金改革として2兆4千億円が決定されるに止まっており、6千億円が未決定のままである。これについて、去る4月28日の「国と地方の協議の場」で改めて地方案をまとめて欲しいとの要請が政府からあった。

この要請に応じ、地方六団体は、3兆円の税源移譲を確実なものとし、さらなる地方分権を進めるため、幾多の議論を経て、一致結束し「国庫補助負担金等に関する改革案(2)」を取りまとめ、改めて政府に案を提出することとしたものである。

このように我々地方は、政府の要請に対し、その都度真摯に責任を果たしてきた。

政府においては、今後、誠意を持って地方六団体と協議を進めながら、小泉内閣総理大臣の強いリーダーシップのもと、責任を持って地方の改革案に沿った改革を実現すべきである。

地方六団体としても、地方分権推進連盟と連携を強化し、今秋の三位一体の改革の残された課題の決着と今後の第2期改革を含む真の地方分権の確立に向けて、一致結束して行動していく決意である。

平成17年7月19日

全 国 知 事 会	会 長	麻 生	渡
全 国 都 道 府 県 議 会 議 長 会	会 長	米 田	義 三
全 国 市 長 会	会 長	山 出	保
全 国 市 議 会 議 長 会	会 長	国 松	誠
全 国 町 村 会	会 長	山 本	文 男
全 国 町 村 議 会 議 長 会	会 長	中 川	圭 一

❖ 作成協力者 ❖

大 森 彌 東京大学名誉教授

(敬称略)

全国町村会

東京都千代田区永田町 1 - 11 - 35

全国町村会館

TEL. 03-3581-0486

FAX. 03-3580-5955

URL: <http://www.zck.or.jp>